

液晶パネルの特許権侵害に関する CHOT社等への米国での訴訟提起について

シャープは、液晶パネルを製造・販売するXianyang CaiHong Optoelectronics Technology Co., Ltd（咸陽彩虹光電科技有限公司、本社：中華人民共和国陝西省咸陽市）（以下、CHOTという。）のほか、TPV Technology Limited（本社：香港）とその子会社、およびVizio, Inc.（本社：米国カリフォルニア州アーバイン）が、当社の特許権12件を侵害していると判断し、3月10日（米国時間）、米国カリフォルニア州中央地区連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起いたしました。当該特許権は、PSA技術および高精細パネル技術を含む、液晶パネルに関するものです。

当社は、2019年11月にCHOTに対して特許権侵害の警告を行い、CHOTに特許権侵害の立証資料を提示するなど、交渉を通じての解決を図ってまいりましたが、その後もCHOTによる特許権侵害が継続していると判断し、今回の訴訟提起に至りました。

本訴訟において、当社は上記企業に対して液晶関連の特許権侵害を申し立てるとともに、侵害行為の差止命令および液晶パネル技術の無償使用や逸失利益に対する損害賠償を請求しています。

当社は、40年以上にわたり、業界のリーディングカンパニーとして、液晶パネルや8K表示デバイスなどの先端技術の開発に注力してまいりました。その結果、当技術分野において確固たる評価をいただくとともに、現在では米国、中国、日本等において、10,000件を超える特許権を保有し、特許権の技術範囲としても、IGZO、低温ポリシリコン（LTPS）、UV²A、PSA、多原色（MPC）、フリーフォームディスプレイ（FFD）、高精細ディスプレイなど、基本技術から先進技術まで幅広く網羅しています。多数のディスプレイメーカーにおいては、当社の特許権や技術の価値を認めていただいております。当社から長年にわたりこれら特許権をライセンス供与しています。

当社では、このような長年の創意によって生み出してきた知的財産権を重要な経営資源と位置付けており、当社の特許権が侵害されていると判断した場合は、米国、中国他、全世界において常に厳正に対処していく所存です。